

基準病床数について

平成 28 年 1 月
千葉県健康福祉部

1 算定結果

医療法第 30 条の 4 第 2 項第 1 4 号に規定する基準病床数について、医療法施行規則第 30 条の 30 に定める算定式に基づき、病床の区分ごとに試算した結果は以下のとおり。

(1) 二次保健医療圏における療養病床及び一般病床

二次保健医療圏	基準病床数 (a)	既存病床数 (b)	過不足病床数 (b-a)
千葉	7, 629	7, 495	▲ 134
東葛南部	11, 403	10, 876	▲ 527
東葛北部	9, 999	9, 366	▲ 633
印旛	5, 251	5, 679	428
香取海匝	2, 731	3, 209	478
山武長生夷隅	3, 203	3, 603	400
安房	1, 577	2, 022	445
君津	2, 029	2, 472	443
市原	2, 077	2, 135	58
計	45, 899	46, 857	958
			----- 整備可能病床数 1, 294

(注) 「既存病床数」は、平成 28 年 1 月 1 日現在

(2) 県全域における精神病床数、結核病床数及び感染症病床数

	基準病床数 (a)	既存病床数 (b)	過不足病床数 (b-a)
精神病床	12,052	12,680	628
結核病床	64	130	66
感染症病床	60	58	▲2

(注)「既存病床数」は、平成28年1月1日現在

2 療養病床及び一般病床の基準病床数について

(1)用語の説明

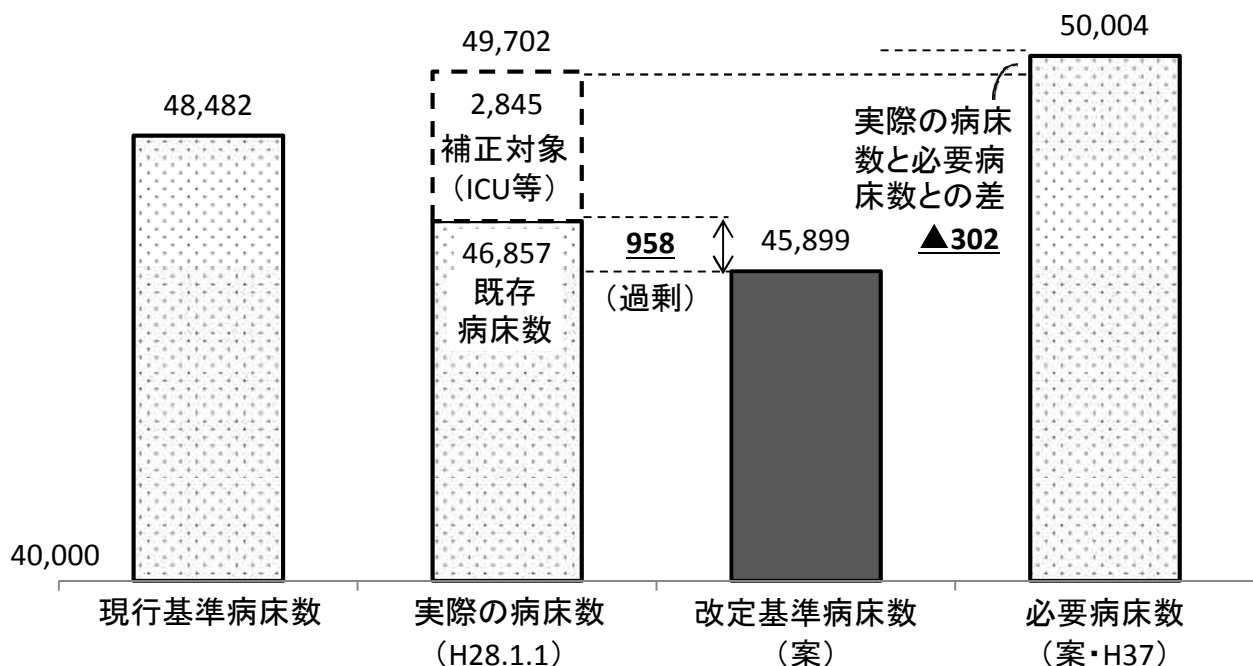
基準病床数	圏域(療養及び一般病床については二次保健医療圏)ごとの病床数の整備目標であるとともに、圏域内の適正配備を促進し、各圏域の医療水準の向上を図るために設定する病床数。現在の人口をもとに、療養及び一般病床、精神、結核、感染症の4種別ごとに算出する。									
既存病床数	実際の病床数*に一定の補正を加えたもの。既存病床数が基準病床数を超える地域では、病院開設・増床を許可しないこととなっている。									
補正	<p>現行制度施行前に整備された診療所の一般病床や、ICUと後方病床など患者1人で2床を利用している場合のICU病床等は算入しない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>病床数の補正</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 実際の 病床数 </td> <td style="padding: 5px;">-</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 現行制度 以前に整備 された診療 所の病床 <small>H18以前の診 療所一般病床 は算定しない</small> </td> <td style="padding: 5px;">-</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 患者1人で 2床を利用 する場合等 (ICU病床等) <small>ICU病床等は 算定しない</small> </td> <td style="padding: 5px;">+</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 医療と福祉 の中間的な 施設 (老健施設) <small>入所定員×0.5 を算定 (H3.6以前開設分のみ)</small> </td> <td style="padding: 5px;">=</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 既存 病床数 </td> </tr> </table> </div>	実際の 病床数	-	現行制度 以前に整備 された診療 所の病床 <small>H18以前の診 療所一般病床 は算定しない</small>	-	患者1人で 2床を利用 する場合等 (ICU病床等) <small>ICU病床等は 算定しない</small>	+	医療と福祉 の中間的な 施設 (老健施設) <small>入所定員×0.5 を算定 (H3.6以前開設分のみ)</small>	=	既存 病床数
実際の 病床数	-	現行制度 以前に整備 された診療 所の病床 <small>H18以前の診 療所一般病床 は算定しない</small>	-	患者1人で 2床を利用 する場合等 (ICU病床等) <small>ICU病床等は 算定しない</small>	+	医療と福祉 の中間的な 施設 (老健施設) <small>入所定員×0.5 を算定 (H3.6以前開設分のみ)</small>	=	既存 病床数		
必要病床数	構想区域における病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量。2025年の推計人口をもとに、また、療養・一般病床のみを対象に、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能別に算出する。									

* 開設許可済みの病床数のほか、配分後開設許可に至っていない病床数を含む。

(2)既存病床数等との比較

ア 全2次保健医療圏合計

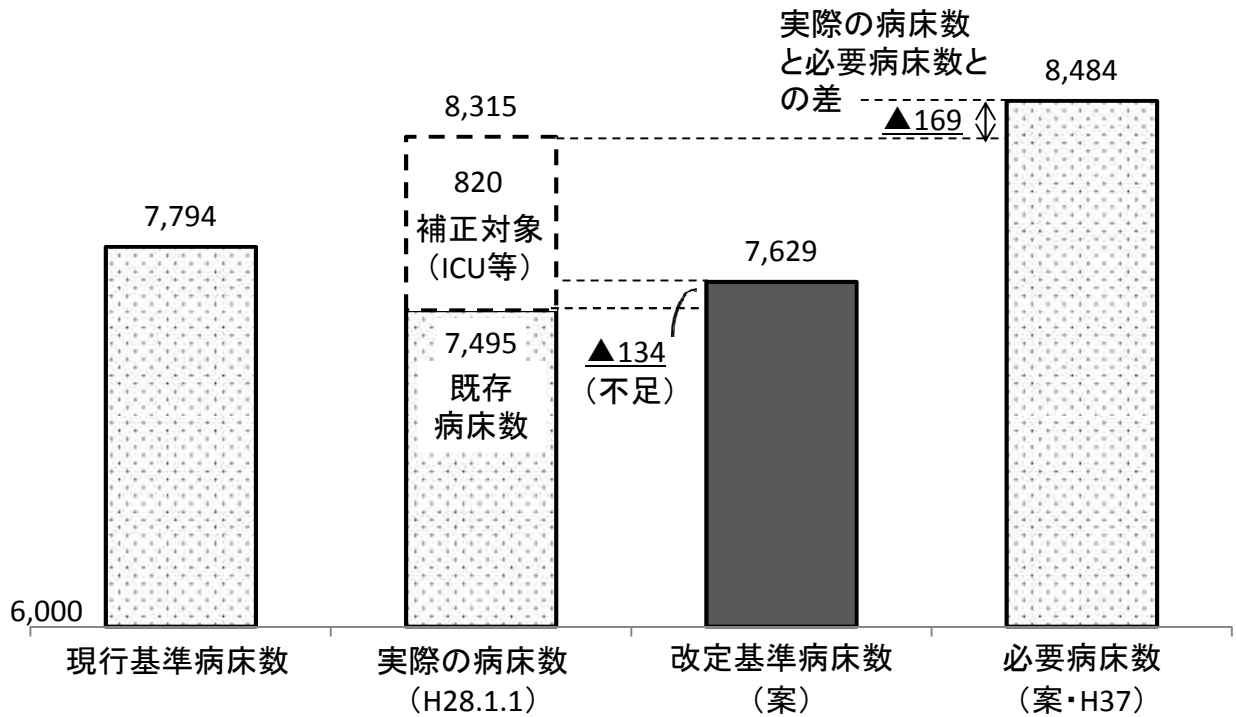
(単位:床)



イ 2次保健医療圏別

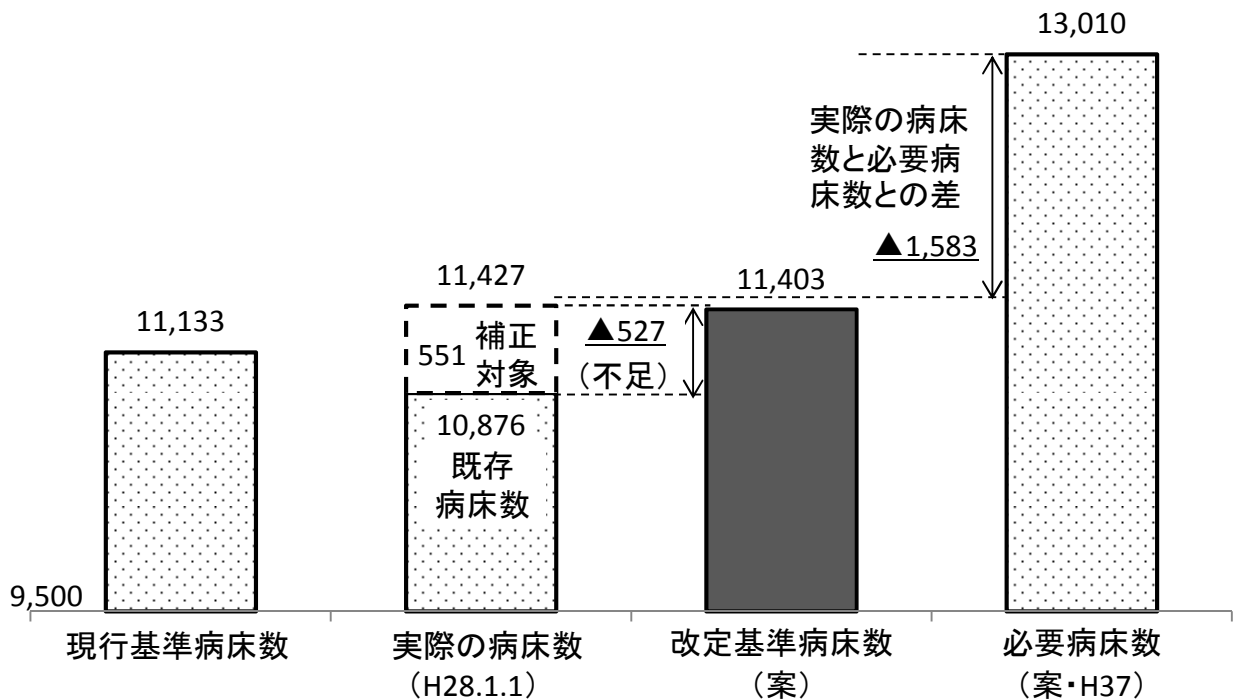
(ア) 千葉保健医療圏(千葉区域)

(単位: 床)



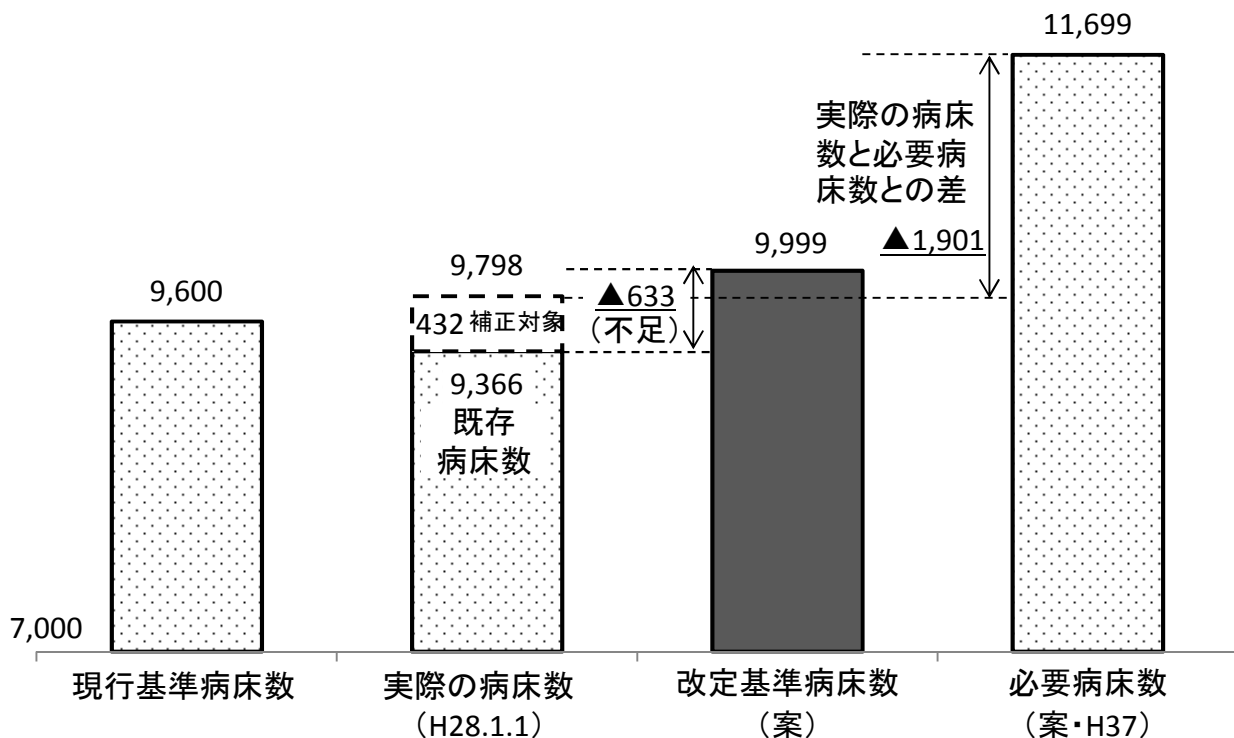
(イ) 東葛南部保健医療圏(東葛南部区域)

(単位: 床)



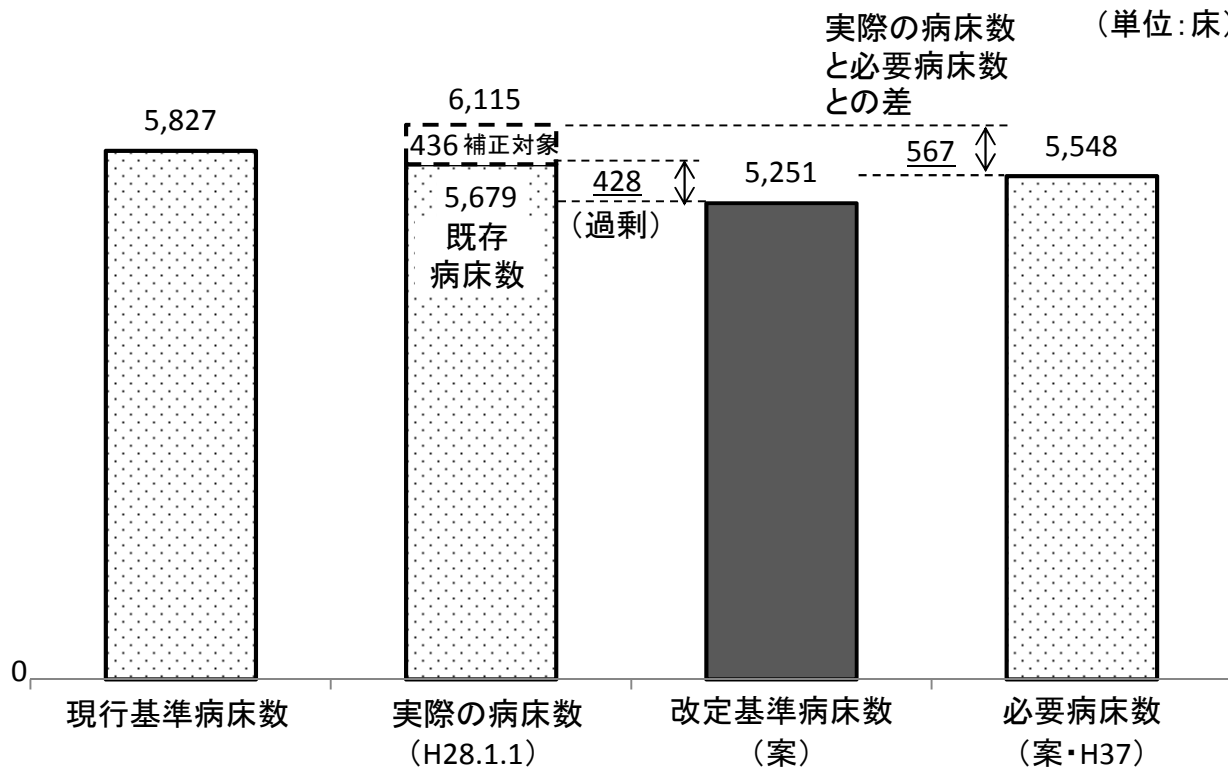
(ウ) 東葛北部保健医療圏(東葛北部区域)

(単位: 床)



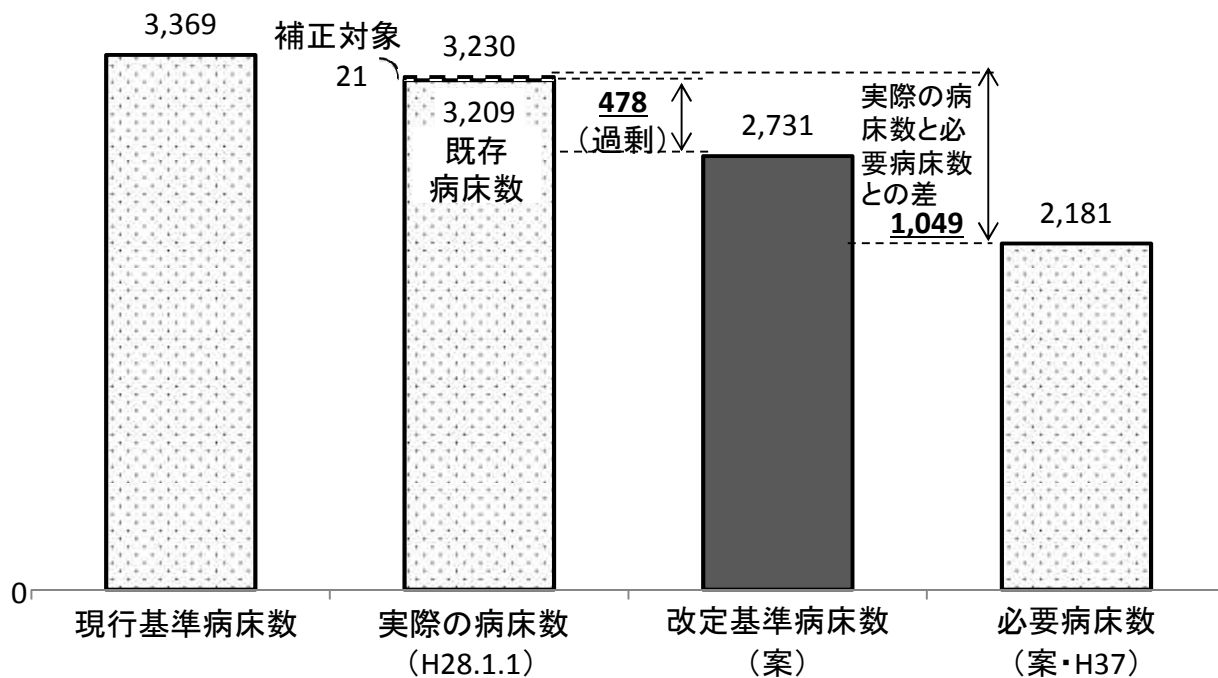
(エ) 印旛保健医療圏(印旛区域)

(単位: 床)



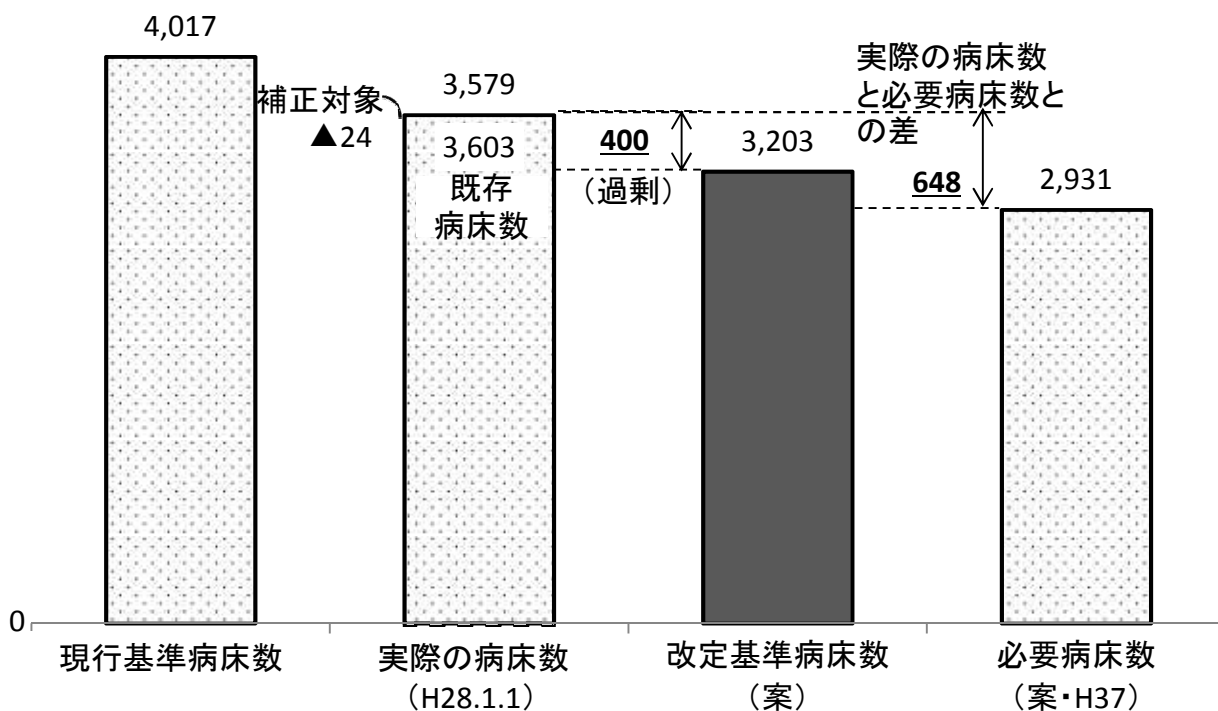
(才) 香取海匝保健医療圏(香取海匝区域)

(単位:床)



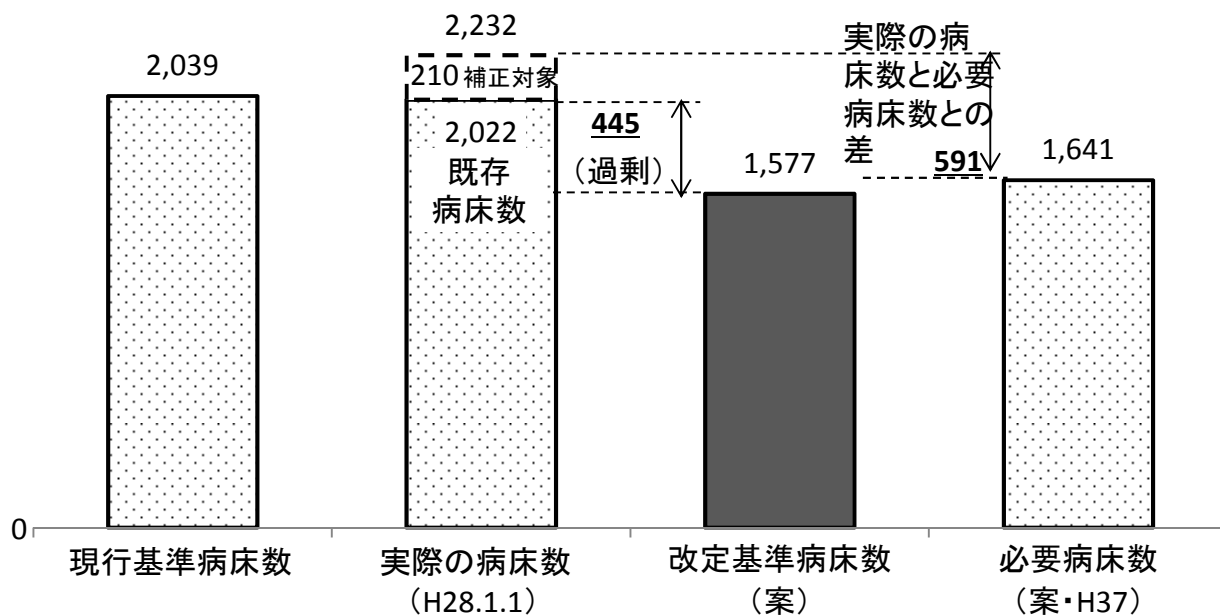
(カ) 山武長生夷隅保健医療圏(山武長生夷隅区域)

(単位:床)



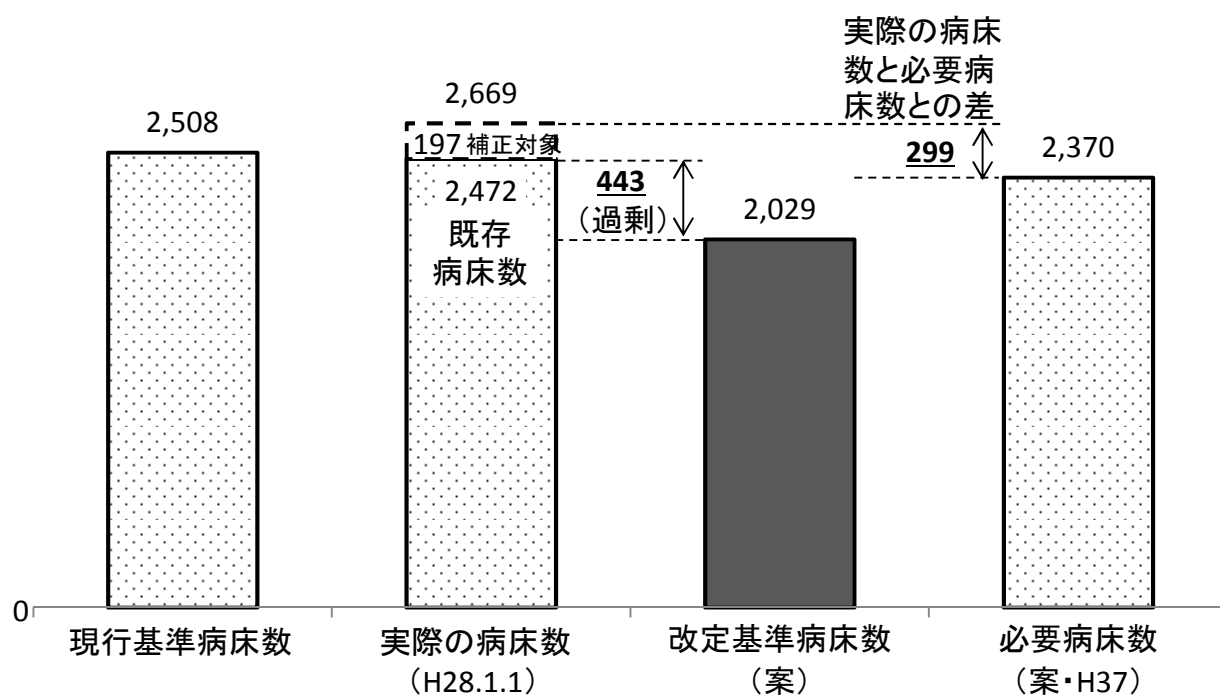
(キ)安房保健医療圏(安房区域)

(単位:床)



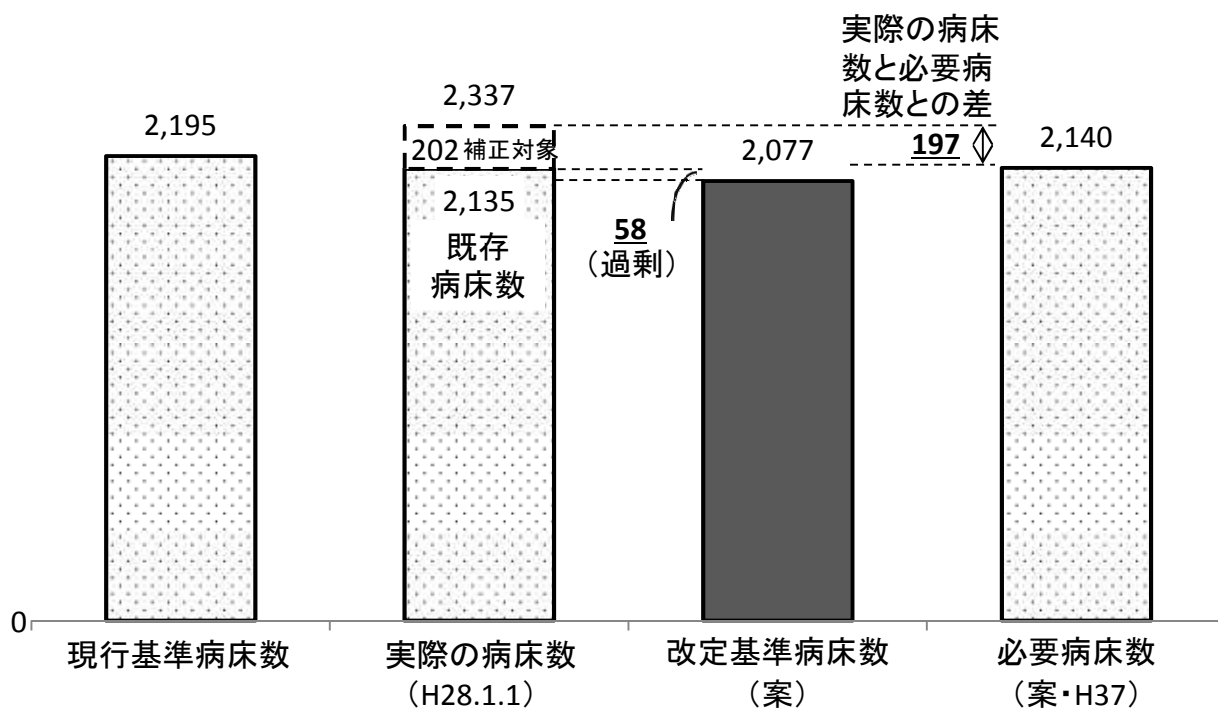
(ク)君津保健医療圏(君津区域)

(単位:床)



(ケ)市原保健医療圏(市原区域)

(単位:床)



3 算定方法

(1) 一般病床及び療養病床

ア 一般病床

$$\text{〔算定式〕 } \frac{\sum A 1 B 2 \times F 1 + C 2 - D 2}{E 2}$$

〔説明〕

項	内 容	備 考
A 1	当該区域の性別・年齢階級別人口	県 27 年度人口調査
B 2	性別・年齢階級別退院率	H24 厚労省告示第 421 号
F 1	平均在院日数	H24 厚労省告示第 421 号
C 2	流入患者数 ※当該区域内病院の一般病床入院患者中、当該区域外に住所を有する者の数を上限として知事が設定	国 26 年病院報告 国 26 年患者調査
D 2	流出患者数 ※当該区域外病院の一般病床入院患者中、当該区域内に住所を有する者の数を上限として知事が設定	国 26 年病院報告 国 26 年患者調査
E 2	病床利用率	H24 厚労省告示第 421 号

イ 療養病床

$$\text{〔算定式〕 } \frac{\sum A 1 B 1 - G + C 1 - D 1}{E 1}$$

〔説明〕

項	内 容	備 考
A 1	当該区域の性別・年齢階級別人口	県 27 年度人口調査
B 1	性別・年齢階級別入院・入所需要率	H24 厚労省告示第 421 号
G	介護施設で対応可能な数 ※特別養護老人ホーム及び老人保健施設の定員数×利用率	H27. 10. 1 現在
C 1	流入患者数 ※当該区域内病院・診療所の療養病床入院患者中、当該区域外に住所を有する者の数を上限として知事が設定	国 26 年病院報告 国 26 年患者調査
D 1	流出患者数 ※当該区域外病院・診療所の療養病床入院患者中、当該区域内に住所を有する者の数を上限として知事が設定	国 26 年病院報告 国 26 年患者調査
E 1	病床利用率	H24 厚労省告示第 421 号

ウ 加算部分

〔算定式〕 $H2 > H3$ の場合、 H

〔説明〕

項	内 容	備 考
H	H 1 を上限として知事が定める数 (当該区域の入院患者の状況等を勘案)	(本県該当せず)
H 1	流出超過加算数 ※ $(H2 - H3) / 3$ を上限として知事が適当と認める数	
H 2	県外入院患者数 ※県外病院(療養病床を有する診療所含む)入院患者中、 県内に住所を有する者の数	
H 3	県内入院患者数 ※県内病院(療養病床を有する診療所含む)入院患者中、 県外に住所を有する者の数	

エ 一般病床及び療養病床の基準病床数

ア + イ + ウ

なお、上記により各二次医療圏毎に算定した数の合計数は、次式により各二次保健医療圏ごとに算定した数の合計数 ($H2 > H3$ の場合は、更に $H1$ を加えて得た数) を超えることはできない。

$$\frac{\sum A1B2 \times F1}{E2} + \frac{\sum A1B1 - G}{E1}$$

※ $\sum C2 - \sum D2 \leq 0$ 、 $\sum C1 - \sum D1 \leq 0$ 、 $\sum H \leq H1$ である。))

『すなわち、「県全体の流入数」 \leq 「県全体の流出数」でなければならない。』

(2) 精神病床

ア 入院期間1年未満

$$\text{〔算定式〕} \quad \frac{(\sum A B 1 + C 1 - D 1) \times F}{E 1}$$

〔説明〕

項	内 容	備 考
A	当該都道府県の年齢階級別人口	県 27 年度人口調査
B1	年齢階級別新規入院率	H24 厚労省告示第 483 号
C1	流入患者数 ※県内病院の精神病床入院患者中、県外に住所を有する者の数	国 26 年患者調査 国 24 年度精神保健福祉資料
D1	流出患者数 ※県外病院の精神病床入院患者中、県内に住所を有する者の数	国 26 年患者調査 国 24 年度精神保健福祉資料
F	平均残存率 ※①と②の平均値を標準として都道府県が定める値 但し、①<②の場合は①とする。 ①国が定める都道府県値 ②国が定める全国目標値	H24 厚労省告示第 483 号
E1	病床利用率	H24 厚労省告示第 483 号

イ 入院期間1年以上

$$\text{〔算定式〕} \quad \frac{\sum I (1 - J) + K - L}{E 2}$$

〔説明〕

項	内 容	備 考
I	当該都道府県の入院期間1年以上年齢階級別入院患者数	国 24 年度精神保健福祉資料
J	入院期間1年以上入院患者の年齢階級別年間退院率 ※次の①と②の平均値を標準として都道府県が定める値 ただし、①<②の場合は①とする。 ①国が定める都道府県値 ②国が定める全国目標値	H24 厚労省告示第 483 号
K	当該年で入院期間が1年に達した入院患者数	国 24 年度精神保健福祉資料
L	退院する長期入院患者数の目標値 ※病床数が全国平均を10%以上上回り、かつ、退院率（1年以上群）が全国平均を10%以上上回る地域が設定	（本県該当せず）
E2	病床利用率	国 24 年度精神保健福祉資料

ウ 加算部分

〔算定式〕 $M < \Sigma A B 2$ の場合、 $(D2/E3) / 3$ を上限として知事が適当と認める数

〔説明〕

項	内 容	備 考
M	居住入院患者数 ※県内病院の精神病床入院患者中、県内に住所を有する者の数	国 26 年患者調査 国 24 年精神保健福祉資料
A	当該都道府県の年齢階級別人口	県 27 年度人口調査
B 2	当該都道府県の年齢階級別入院率	H24 厚労省告示第 483 号
D2	流失患者数 ※県外病院の精神病床入院患者中、県内に住所を有する者の数	国 26 年患者調査 国 24 年精神保健福祉資料
E3	病床利用率	H24 厚労省告示第 483 号

エ 精神病床の基準病床数

ア + イ + ウ

(3) 結核病床

結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の提供を図るため必要なものとして知事が定める数

- 厚生労働省健康局結核感染症課長通知（H17.7.19 付け健感発第 0719001 号〔平成 20.3.31 付け健感発第 0331001 号による一部改正〕）で、「(地方自治法に規定する) 技術的な助言」として算定式を提示。

〔算定式〕 $A \times B \times C \times D + E$

〔説明〕

項	内 容	備 考
A	1日当たりの当該都道府県の区域内における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条及び第20条の規定に基づき入院した結核患者の数	「結核の統計2015」から算出
B	法第19条及び第20条の規定に基づき入院した結核患者の退院までに要する平均日数	「結核の統計2015」から算出
C	次に掲げる当該区域における法第12条第1項の規定による医師の届出のあった年間新規患者（確定例）発生数の区分に応じ、それぞれに定める数値 ①99人以下 1.8 ②100人以上499人以下 1.5 ③500人以上 1.2	「結核の統計2015」から算出
D	1.3 ※粟粒結核、結核性髄膜炎等の重症結核、季節変動、結核以外の患者の混入その他当該都道府県の区域の事情に照らして1を超え1.5以下の範囲内で知事が特に定めた場合にあっては、当該数値	「結核登録者情報システム」から算出
E	医療計画に基準病床数を定めようとする日の属する年度の前の年度の当該都道府県の区域内における慢性排菌患者（2年以上登録されており、かつ、1年以内に受けた検査の結果、菌陽性であった肺結核患者に限る。）のうち入院している者の数	「結核の統計2015」から算出

(4) 感染症病床

特定感染症指定医療機関の感染症病床
 第一種感染症指定医療機関の感染症病床
 第二種感染症指定医療機関の感染症病床

} の合計数を基準として知事が定める数